

編輯 論議 每月一日發行  
第四十八卷第四號 昭和十四年四月一日發行  
大正四年六月二十一日第三號發售處

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷) (十四第

月四年四十和昭

## 論 叢

絶對價格の問題……………

文學博士 高田保馬

マカロツクの戦後恐慌論……………

經濟學博士 谷口吉彦

ケインズの「一般理論」に就いて……………

經濟學博士 柴田敬

## 時 論

日滿支の農業調整……………

經濟學博士 八木芳之助

## 研 究

時局下の賃銀統制……………

經濟學士 大塚一朗

日本資本主義の性質に就て……………

經濟學士 堀江保藏

日本再保險市場の構成……………

經濟學士 佐波宣平

## 說 苑

北支平原の土壤……………

經濟學士 菊田太郎

## 附 錄

彙 報

外國雜誌論題

(禁 轉 載)

# 研 究

## 時局下の賃銀統制

大塚 一朗

### 一 序 言

政府は國家總動員法第六條を基礎に、近く特定の産業部門と特定種類の従業労働者とを限定し、それに関する賃銀率を或る種の方法、手段によつて直接に統制する計劃にあると傳へられる。

東亞新秩序の建設といふ具體的目的の遂行を目指して國家内部の總力を綜括的に涵養し動員すべき必要に迫られてゐる我國現下の非常態勢下に於て、現實の必然的要求は、我が政府をして既に今迄に、國民經濟體制の種々重要な諸方面に對しての直接統制を避け難たからしめて來た。國內金融、爲替、貿易、物價等の比較的上層部的、表面的經濟現象に關するものから始めて、生産的物資の使用及び企業の利益配當率等に對する制限といふが如き、比較的深部の根原的經濟現象に對してまでも、少くとも或る程度には既に政府の直接的統制の手が作いてゐるのである。

しかし、今日まで大體に於てはそれ自體の固有的原理によつて自働的に調節され運轉して來たとこの、精緻複雑な有機的構造關聯を持つ我が國民經濟に對して、一定の統一的方向を指すところの強權的處置が其の構造脈絡の若干部局に向つて一旦有力なる統制的影響を直接に外部から差加へ始めた今日、其の統制目的の貫徹を期する限り、これが統制對象の範圍は最早決して慾意的に局限され置かれ得べきものではない。

國民經濟體制を構成する契機的諸現象は總てにわたり、複雑なる相互的因果の關聯を以て内部的に結びついてゐる。如何なる種類の契機的經濟現象と雖も、一つとして封鎖的自律の原則によつて形成されてゐるものは存しない。そこで、箇々の契機的經濟現象の在り方について一定の具體的要求を立て、これが實現の爲にそれに對し直接に或る強制的處置を加へても、それだけでは其の効力は僅に一面的若くは一時的のものであるに過ぎない。徹底的、永續的なる効果を問題とするかぎり、當該契機に對して自働的原因として作用する凡ての諸契機的現象までもが其の際亦同じく相連れて統制對象の範圍内にとり入れられずば止まない。問題を更に戰時體制下の國民經濟全體の上の調和ある健全性追求といふところまで擴張するならば、統制の範圍は更に廣くなる。即ち或る統制對象に因る結果として形成される契機的現象の上にまでも、何等かの程度で直接に統制の手を觸れざるを得なくなる譯である。

右は現時の我が國民經濟に對する統制對象の範圍擴大の必然を、國民經濟體制内諸契機の有機的內面的關聯といふ所與的事象に立脚して述べたのが、それだけではただ問題の一面的説明たるに過ぎない。此の問題については吾々は、更に現時の我が國民經濟には、財政の手によつて、資本主義經濟固有の自働的調節原理を超越し従つ

てこれに羈束せられざる特殊の性質を持つた超収益計算的購買力が不斷に大規模に放出せられつゝある事實を想起しなければならぬ。此の事實的契機は既にそれ自體としての目的、即ち特定物資の大規模調達といふ目的達成の爲に直接原因として作らく所の各般方面への統制を不可避のものとして廣く惹起して來てゐること周知の通りである。しかし、今ここに右の事實に言及した理由は實はそこにあるのではない。

問題は其の超収益計算的大規模購買力の發動が原因になつて國民經濟内に惹起する各種の非正常的結果現象について存する。財政の手による大購買力は少くとも一應は國民各層の手に於ける金錢所得の増加となつて沈澱する。此の金錢的所得増加が徒に惡性物價騰貴、社會攪亂、奢侈による國富亂費として結果することなしに、寧ろそれが財政強化、人的資源の合理的涵養、實質的生産力擴充資本の形成等の基礎的契機として戰時體制下の國民經濟内で健全に機能せしめられ得んが爲には、人は最早經濟の自働的調節原理の自然的發動をそれが自然に赴く儘に放任してをくことを許されないのである。ここに、現時の統制擴張を必至ならしめる根據の重要な一方面がある。

所得の一範疇は利潤である。賃銀もまた其の一範疇である。利潤について如何なる統制を必要とし、又既に著手せられてゐるものが如何なる性質のものであるか。極めて重大なる根本問題ではあるけれども、今ここにそれを議論の直接な對象としようとするのではない。又賃銀に関する統制については、頭初に言及したやうな政府の現實的計劃があり、それに對しての直接の検討といふことが一つの問題としてとり上げられ得やう。しかし、今はそれを直接の考察對象としようといふのではない。

既に以上に見たやうに、經濟制度の根本が全く新なるものにならざる限りは、現時の狀勢下に於て經濟統制の擴大は必要にして、且つ恐らくは必至であらう。かくて賃銀もそれが國民の所得の根原的範疇の一として、遂に其の統制の網の目から脱れ免れてゐることは出来なからう。然らば、現下若くは近き將來の我國に於ける現實狀勢下に、政府は賃銀統制について如何なる方向に其の統制目標を置くべきであらうか。右の問題に關して若干の私見を展開することを本文の仕事にしようと思ふ。尤も、其の目標内容の正確なる具體的規定はここに期するところではなく、單に目標の所在すべき方向への考察に止めるのである。

## 二 賃銀の概念について

經濟統制の對象として賃銀がとり上げられるといふことについて論ずる場合に、吾々は先づその所謂賃銀の意義を明かに定めてをかなければならない。蓋しひと口に賃銀と端的にいつても、それが自明的に一義の内容を持つてゐる譯でないから、その儘で賃銀統制の目標に關する考察を試みても、議論の明確を有することが出来な

いふまでもなく、賃銀は社會經濟學の發展過程上終始そこの一重要問題を形成して今日に至つてゐる。しかし、其の際諸學者が賃銀の本質如何について懐くところの見解には、決して一致したものがある譯ではない。就中夫々極めて多くの左祖者を有して來た主要の對立だけをとり上げて見ても、或者は賃銀を勞働の價格といひ、或者は賃銀を勞働力即ち勞働人格の價格といふ。其の他にもなほ甚だ注目すべき特異の賃銀本質觀がある。ただ

吾々は、斯様に今日までの社會經濟學上で様々の賃銀本質觀的對立を見てゐるにも不拘、而もなほそこには諸學者が賃銀といふ名辭によつて著眼するところのものの現象形態觀に大體の一致が存してゐる點を否むことが出来ない。即ち社會經濟學上で賃銀といへば、少くとも一般的にはそれは雇はれたる勞働者に對して雇主たる資本的事業主より給與するところの報償物を意味してゐる。かくて、理論的對象としての賃銀に關しては官公吏や消費經濟上の雇人やは問題の本筋から除外されるのである。私法的雇傭關係によつて資本的事業に於ける從屬的被管理的勞働に従事する者のみが問題の範圍に残される。しかし、それでも今日迄社會經濟學が賃銀を繞つて取り扱つて來た事象の範圍は、現象形態的にはなほ極めて廣漠たるものである。その廣漠性は、第一には賃銀的給與を受ける勞働者たる人の種類について存し、第二には賃銀的給與の物的形態について存してゐる。

第一に、これまで社會經濟學が賃銀を取扱ふ場合に、一般にそこでは、所謂職員階層の被傭者の勞働所得と主として肉體的勤勞に従事するもののが截然と區別せられず、同時に一括的に問題にされてゐた。第二に、賃銀といへば被傭勞働に對する物的報償といふ制限の意味を持つだけで、其の物的給與が持つところの形態の何たるかを問はぬといふのが、一般に社會經濟學的賃銀論の立て前である。従つて、それが住宅、醫療、飯食物、等々の如き形態のものであらうと、また金錢的形態のものであらうと、同じくこれを賃銀として取扱ふといふのが、一般に其の場合での態度である。社會經濟學が賃銀問題の取扱上に右の如き廣義の見解をとるについては、充分に其の立場での根據を持つてゐる。しかし、それにも不拘、以下に於て賃銀統制の目標を論ずるに際してはその所謂賃銀の意味に關して、これを受くる主體の側とそれ自らの形態の側との二方面から、一層狭い制限をそ

れに加へて、狹義の賃銀だけを問題の中にとり上げやうと思ふ。

即ち以下に於て賃銀といふ場合に吾々はただ、資本的事業に於ける從屬的被管理的の地位にあつて主として肉體的活動を本質とする勤務に従事するものが報償的に給與せられる金錢にして雇傭關係の基礎的要素を成してゐるところのものみに著眼する。本文に企つるが如き立場から賃銀を論ずる場合に、右の如き制限を設けることには種々論證し得べき理由がある。しかし、要するところ、賃銀が行政作用として一定の具體的形態を持つところの統制活動の對象とせられる場合に、それは明確に限られた一定の具體的意義を附與されねばならぬといふ點を顧なければならぬのである。

右の如くに、現象形態的觀點からいつて賃銀を被傭勞働者に對しての報償物と規定することについては、ここに一言斷つてをくべきことがある。即ち現在の獨逸に於ては、國民社會主義獨逸勞働黨の治下に入つてから、同黨に固有なる社會制度的根本觀に基いて、國民勞働秩序法及び計劃中の勞働關係法案を繞つて、經營に於ける勞働者從業關係の性質につき、嘗ての自由主義、個人主義的社會制度の時代に於けるとは大いに異つた基本的見解が廣く行はれてゐる。それは、經營に於ける從業勞働の關係は其の基本的性質に於て勞働に關する單なる賣買的性質の雇傭契約關係ではなく、經營の指導者(企業主)と其の從屬者(被傭勞働者)との間は實に經營共同體を地盤にしたる忠勤愛護(Treue und Fürsorge)の相互義務關係によつて結びつけられてゐると考へるのである。そこで、かかる考へに立脚して、賃銀の支拂は企業主側の債務實行たる反對給付支拂の現象ではなく、それは企業主たる經營指導者によつてなされる從業勞働者愛護義務の實行であると一義的に主張する者がある。愛護義務からの流れ

以外の何ものでもないといふのである。かゝる考は賃銀の性質を官吏の俸給のそれと同一に見るものである。官吏の國家に對する關係は偏に忠勤の關係であり、彼は箇々の勤勞を越えたる全人格を以て國家に奉仕してゐる者である。これが從來から獨逸でもまた我國でも同様に行はれてゐる官吏關係の本質觀である。従つて、官吏の俸給は報酬ではなくそれは國家が自己の官吏に對し、その地位及び職務の輕重に應じたる相當の生活を保護せんとするの愛護的配慮より給與するところである。そこに、官吏の俸給給與の内容に特殊なる具體的規定が生じて來る根據がある。しかし、現在の獨逸で民間の經濟的經營に於ける從業勞働の關係につき、經營共同體を地盤にせる忠勤愛護關係觀が支配的になつて來たとしても、現實の賃銀の意義についてまで従つて全面的變革を加へねばならぬか、又果して加へ得るかは非常に大なる疑問である。なる程、今日の獨逸に於ける勞働關係の上からは、或は其の高さが忠勤愛護の關係によつて影響されたり、或はそれ自體が業主の愛護義務の實行そのものに他ならぬと解釋さるべきが如き賃銀の種類もある。しかし、現實の賃銀中最も主要なる範疇は、今日の獨逸でも依然としてそれは經營に對する從業勞働者側よりの箇々の勞働給付を基礎にして計算せられてをり、而してその事は現實の經濟關係の秩序を維持する爲に且つ從業勞働者をしてその能率に應じたる大小の所得を得せしめると同時に經營の經濟性を高める爲に、必要不可欠なる事情にある。民間の經濟的經營は官吏俸給を繞つて國家が其の官吏に對すると同じ生活保障の原理に立脚したる賃銀支拂を行ひ得ないといふ點、今の獨逸に於てもそれは同じである。即ち賃銀の主要範疇は現在の獨逸でも其の實質に於ては依然として從業勞働者側からの箇々の給與を基礎にし計算される。しかし、賃銀が報償關係的に計算されるといふことは理論的に見てそれが必ず經營に於ける忠勤愛護



關係の原理と其の本質に於て矛盾するとは斷じ難く、他方に又單純なる需要充足を原理にしたる別種の給與を設置することも妨げない譯である。かくて、今日の獨逸に於ては等しく賃銀の名稱下に實質上は少くとも三種類<sup>1)</sup>の給與が意味されてゐるといへる。しかし、觀念上の議論は如何にともあれ、現實賃銀の主要範疇は、そこでも今尚ほ依然として報償物たる性質を失はないのである。

賃銀は資本的事業經濟から其の従業員に給與される主要の金錢的報償である。即ち賃銀は事業經濟側よりこれを見て生産費の一契機となり、従業員側よりこれを見て彼が彼の勤勞に基き名譽を以て得るところの主要なる金錢的生活資源となるといふ附隨的性質を持つものなのである。經濟統制體系の一翼としての國家的賃銀統制の目標に關する考察は、賃銀の性質に關してのかくの如き顧慮に立脚しなければならぬ。

### 三 賃銀統制の目標

前項に論じた所から、經營に於ける賃銀の給付は現實には其の本質に於て業主による従業員への生活保證義務の實行たる意味を有するものではなくて、労働者の従業員上の箇々の給付に對して業主から支拂はれる反對給付であるといふことが明かになつた。箇々の労働給付を測定する尺度には様々のものが用ゐられる。その尺度の最も簡單な形態を用ゆる場合でも、大別すれば、労働に従事した時間の長さを尺度とするものと、仕上げた仕事の質量を尺度とするものとの二様式がある。孰れにしても賃銀の給付に當つては先づ第一に單位労働の給付に對する賃銀額、即ち賃銀率を定めなければならぬ。それはいはゞ労働者に對する反對給付としての労働の單位價格

1) Landesgerichtsdirektor Denecke, Das Wesen des Lohnes nach dem Akademien-Entwurf eines Arbeitsverhältnissgesetzes und die praktischen Folgerungen daraus. (Deutsches Arbeitsrecht 6 Jhrg. S. 193)

である。賃銀に對して國家的統制が加はるといつても、それは結局賃銀率に對する統制に他ならない。所謂賃銀統制も普通には、一定期間に亙る從業勞働者の生活を繼續的に保證せしめる意味で國家が業主に對して其の從業勞働者への愛護義務を強制するものではないのである。

必然的に強化進展する我國經濟統制體系の一翼として賃銀率の統制がとり上げられる場合に、それは如何なる方向に自らの目標を見出すべきであらうか。我が國民經濟の現實的事情に照し、その際少くとも次の四つの原理に制約せられた四方面の統制目標が重視せられなければならぬと思ふ。即ち一は弱小勞働者生活安定の原理、二は國民經濟負擔の公正分擔の原理、三は物價暴騰抑制の原理、四は勞働能率増進の原理である。

(一) 弱小勞働者生活安定の原理による目標　ここに勞働者の一階層を弱小勞働者として規定せしめる契機はこれを二方面に求める。一は勞働者其の人の主體的事情にこれを置き二は勞働者を使役する經營側の事情にこれを置く。いづれも從業勞働者その人をしてこれを以て彼の傳統的最低限度の生活を維持することを辛うじて得せしむるに過ぎざる程度の賃銀収入の水準をすべし、輕微な事情の變化によつて容易に維持し難からしむるものである。從業勞働者其の人が經驗無く、技術なく、熟練なきか年少なるか、女子なるか等は皆かゝる性質の作用因となる。又經營の組織能率劣等なるか、經營の所屬部門が國民經濟的需要方向の變化に基く犠牲的産業なるかは、同じく、其の從業勞働者の賃銀状態をして前述の如きものたらしめる作用因である。そこに所謂弱小勞働者の階層が成立する。

現下の我が國情を見るに、かゝる意味の弱小勞働者をして其の生活を安定せしめ、彼等をして同じく健全な體

1) 賃銀率の統制にも直接統制と間接統制との二様がある、賃銀率そのものに對して直接に手を觸れることなく、凡そ自動的均衡化性の經濟組織に於て、賃銀に影響を及ぼす契機を通じて賃銀率そのものに影響を及ぼさんとする統制は間接統制である。ここでは直接統制のみに着眼する。

位、品性、智力を具備した大御寶の實あるものたらしめる爲に、其の賃銀率の最低位に關して何等かの國家的統制施設の必要を特に痛感せしめる事情が、今少くとも三つ存してゐる。一は労働時間の制限であり二は國民精神總動員態勢下に於ける労働者の愛國的態度と並に政策としての經營平和維持の態度とであり、三は所謂民生産業部門に於ける比較的經營困難化の一般的傾向である。

周知の如く、我國は重要産業國中從業労働時間について一般的制限を持たない唯一の國である。たとへ、保護労働者についてはそれが行はれてゐても、其の制限は十時間乃至十一時間である。近年軍需工業部門の特殊なる殷賑状態は、そこに於ける從業時間を愈々過長ならしめる現象の顯著となれるに鑑みて、近く政府は特定の範圍を限つて、強制的に最長労働時間の規定を實施するかに傳へられてゐる。それは實に我國に於ける一劃期的厚生施設である。労働者の福利と東亞建設戰下人的資源の涵養といふ見地から見て注意すべき事柄である。しかし、最長労働時間の規定は、理論としては今や單に特定の範圍にのみこれを限定すべき事柄でない。今日我が國民は、東亞新秩序の建設といふ大事業の指導者として立上つてゐるのである。滿洲の五族大衆も、支那の大衆も皆其の文化につき生産的能力について、何時までも從來の程度に停滯してゐるべき筈はなく又置かるべきでない。所謂滿洲人の生産的能率については既に今日に於てこれが將來の著しき發達を豫想せしめる根據がある。我が國民が悉く、其の體力、智力、品性に於て、一段と高位に昇るでなければ、日本に課せられてゐる興亞の指導者たる大使命は遂に形無き聲の遊戯に終らずと誰がいへやう。日本國民に對する厚生施設の意義はただ我が國民個々の福利の爲にのみあるのではない。急務とすべき厚生施設の内容は實に多種多方面に互つてゐるが、其の一つとして

吾々は生産的經營に於ける雇傭勞働に關しての勞働時間を一般に適當なる程度に制限すべき必要を看過してはならぬと思ふ。

勞働時間の適當な強制的制限統制は必要である。しかし、勞働時間の短縮はこれを自然に放任すれば、時間給賃銀の場合でも又出來高給賃銀の場合でも、少くとも直接には、一般に従業者側に於ける賃銀の日収入の減少を結果することになる。一般に従業者側は賃銀率の高さを問題にする。しかしそれと同時に、時としてはそれよりも寧ろ多く、一日の賃銀實収入の大きさを問題にし重視する。そこで、今日までの我國の實際の如くに、勞働時間の強制的制限がなく且つ社會に於ける求職勞働の總體量が比較的大なる場合には、資本側の力に押されて、少く共弱小勞働者の賃銀率は正常的にはこれを基礎にして計算される一日の總賃銀實収入が彼等をしてそれにより傳統的なる最低限度の生活維持を辛うじて可能ならしめる程度にまで下り、そこに定まる傾向がある。抽象的な賃銀率よりも具體的な一日の賃銀實収入が重視されるのである。それは勞働時間に制限がない點に主要な一根據を持つ現象である。かゝる事情の存するところへ、ただ單純に時間の制限が行はれるなら、従業勞働者側に特別な勢力因が加はらぬ限り、從つて賃銀率の騰貴を惹起すべき契機が同時に起らぬ限り、自然放任的には、弱小勞働者の一日の賃銀實収入は容易に彼等の饑餓線を下廻ることにならう。

(註) 時間制限に伴つて行はるべき交代制の實施はかゝる契機の一である。ただ、現實にかゝるものによつて時間制限後實際に勞働需要の増加が起り、從つて又それによつて賃銀率の如何なる騰貴が起るやは、其の時々<sup>(註)</sup>に於ける勞働市場關係、生産關係を繞つての一切の具體的事情に依存し、絶對的、決定的にははれ得べき事柄でない。

いふまでもなく、勞働時間の制限は過長勞働時間が従業者の體位の低下、傷害惹起、智識品性修養上の障碍、

社會文化の停滯等諸弊害の原因をなすとの顧慮に出發する。故に、折角に従業労働時間を制限しても、それによる實收賃銀の減少が従業者の傳統的なる最低限度の生活をすら維持し難きものたらしめるてふ結果を招いたので、全く本來の意義が失はれる譯である。

故に、時間の制限は他方に必ず、少くとも、弱小労働者への適當なる最低賃銀率を保證する統制を伴はねばならぬ。賃銀率が現實に於て企業的乃至は營業經濟的計算に於ける労働貢獻の價値に依存するところを持つ關係に於ては、少くとも一部にはかゝる賃銀率の強制統制によつて最早労働者を雇ひ得ざる、従つて獨立經濟として存立し得ざる經營を生ずることになるかも知れぬ。限界經營の落伍である。しかし、興亞の指導者たる大國民の涵養といふ根本的要請に堪えぬ劣等能率の經營の整理は、今日實に止むべからざる要請である。又一面には組合統制の強化、租税關係金融關係乃至其の他の方法によつて弱小經營群の實力を補強する方策を併せて實施する道が又別に考へ得られる。又此の際家内労働制の増加てふ結果を伴つてもそれは又別に保護する方法がある。

労働時間の短縮といふ問題の他に、更に此の際顧るを要するは、日支事變以來我國労働者階層に於ける對雇主對經營精神には少くとも一般的に眺めた場合に、そこに著しい變化が生じて來てゐるといへる一事である。對資本的鬭爭態度の緩和乃至解消はその一徵候である。昨年來箇々の經營を地盤にした労働争議件數が減少する傾向は、なほ詳く其の事の原因を分析する要のある問題ではあつても、とにかく労働者態度の變化の一應の證左にならぬであらうか。

たとへ、他にも顧るべき事情があるにしても、なほかつ前記の傾向は、労働者側が、自らの爲に計るところの

方策乃至運動が時局下生産力の障碍を成すと解したる場合には、自らの爲に忍び難きを忍んでも國家的必要に應

(註) 全國労働争議統計<sup>2)</sup>

年次	總件數	總參加人員	一件當り 參加人員
昭和10年	1,872	103,962	56
昭和11年	1,975	92,724	47
昭和12年	2,126	213,622	100
昭和13年 8月迄	765	39,989	52

へんとする愛國的態度が近來醸成され發展して來た結果の現はれであると思得なからうか。剩へ、警察行政も努めて争議の發生を防止し、經營平和の維持せらるべきやうの方針に立つて、或は取締り或は指導することに努力してゐる。殊に、國家總動員法第七條は労働争議の制限に關して隱然たる威力を示して現實に與へられてゐる。その他、既に現實の問題となつてゐる特定範疇の労働者に對する雇入競争の強制を限を別にしても、なほ一般的にも、賃銀率の誘惑によつて他の經營から従業者を引抜く所謂労働者争奪競争は今日益々種々の制限を受くべき傾向にある。

凡て、右の如き事情は賃銀率の決定取引に際して、労働者殊に弱小労働者を一層勢力劣弱の地位に立たしめる原因として作用するものといへる。今日、經營内平和は維持強化されなければならぬ。労働者の愛國の奉公心は益々涵養される必要がある。經營内の勞資は一體となつて銃後の生産力擴充に努力しなければならぬ。發展途上の産業報國運動が又ここに其の使命の一方面を持つことは疑無い。しかし、銃後の労働國民がただ其の勢力の薄弱なるが故に、強ゐられて、これにより健全なる最低限度の生活をすら維持し難き賃銀率に甘んぜしめられることになつては、獨り國家人的資源の浪費的破壊が齎らされるのみならず、なほ又それは社會政策上の重大缺陷ともなる。雇主側の反省と産業報國運動の如き社會力とが、其の際これに對し

2) 大阪勞務管理研究會資料 7號12頁

適當な救済力を發揮することを豫期し得るにしても、しかし政府は又自らの立場に於て、労働者生活の實際と時局下に於ける經營平和維持の必要とを睨み合せ、少くとも一般の弱小労働者階層について、彼等の健全なる最低生活を保證し得べき程度の賃銀率に關する何等かの統制を考慮すべき必要があらう。

弱小労働者生活安定の原理に制約される賃銀統制目標必要の根據となる事情としては、更に近時に於ける所謂中小經營の經濟困難の傾向といふものに著眼しなければならぬ。由來中小經營殊に小經營は現代の高度資本主義體制中に於て、企業としての經濟力につき重大なハンディキャップを負ふてゐる。これは理論的な證明を要する命題ではあるが、ともかく現實の事實は中小經營の經濟力、収益力の劣弱性を一般性として示してゐる。かゝる事情のあるところへ、今次の支那事變が主として各般の統制を媒介にして惹起した産業界各方面の編成替は、大體に於て益々中小經營の經濟困難を激成する結果を招いて來た傾向がある。勿論中小經營中には、右の編成替の爲に寧ろ當初から、豫期せざる好潮に乗じたものがあること其の數に於ては決して少からぬものが存すると推定され得る。しかし、何分にも本來中小經營の從業部門が主としては民生部門の産業であることからいつて、物資使用の制限其の他の事情の爲に、それが時局の重壓下に其の本來的なる經濟困難性を益々重課せられるといふのが、時局下の一般的状態と見なければならぬ。經營の經濟困難化は自然放任的には、其の從業労働者に向つて少くとも、その一部の轉嫁を強行して行く傾向がある。ここに政府をして賃銀率の方面から不斷に其の從業労働者の厚生關係を監視して必要な統制を怠るべからざる任務を負はしめる爲の一根據が存してゐる。弱小經營の特別なる經濟困難が、少くとも一部分、其の從業労働者の生活に轉嫁されるのは當然のことで、工場法の適用にも

原則的には、常時十人以下の従業者を持つに過ぎぬ經營は除外されてゐるが、其の理由の一はそこに存してゐるといふものがあるかもしれない。併しかゝる論據によつて、いつまでも弱小經營に於ける賃銀労働者の厚生状態を經濟機構に於ける自然的成行に放置せんとするのは、統制の力によつて明朗健全なる新時代の國民團體を建設せんとする新なる經濟政策原理の登場を全然看過し、又は抑止せんとするものである。今日中小經營の國民經濟的意義を認めてその存續發展に必要な對策を施すことは、從來以上に益々積極化されねばならぬ理由がある。しかし、だからといつて、其の弱小賃銀従業者の厚生状態を自然の成行に放任して宜いと結論は成立たぬ。同じ中小事業の従業者でも業主及び其の家族と被傭従業者とに對しては政策的取扱を截然區別せねばならぬ。

周知の如く、國家の強權を以て最低限の賃銀を制定する制度は資本主義時代に入つてからものとしては、一八九四年濠州ニユージーランド政府の企圖に其の端緒を見る。それから歐洲各國に其の例を生じ、最近では米國に於けるニラ政策にこれが大規模の例を見せてゐる。強制的最低賃銀制度に於けるかゝる諸例は、決して其の指導原理を共通にしてゐるものでない。しかし、濠州の場合でも、歐洲の場合でも、多くの例は弱小經營の苦汗勞働を保護することにこれが主眼を置いてゐるのである。主として筋肉的機能を以て働く範疇にある民の人口を多くし、強くし、賢くし、善くすることが、東亞の黎明に立つ指導者日本の先決的基礎問題であり、少くともその一重要内容であることを疑はぬ限り、特に中小の經營に充滿せる我國の實情とも併せ考へて、人は、ここに述ぶる問題の意義の重大性に深く思を致さねばならぬ。拱手傍觀の保守的態度は改めなければならぬ。政府は今日に於てかゝる關係に顧ての賃銀目標を考慮すべきであると思ふ。

3) 小規模經濟に於ける勞働關係の統制實施は、各箇にこれを吏僚の監察責任に歸するよりも、寧ろ組合の組織を強制し、これを組合自體又は組合幹部の監察責任に屬せしむる方法をも、これに關聯して考慮することが出來やう。



(二)國民經濟的負擔の公正分擔の原理による目標 戦争乃至は國防の爲に我が政府は國民經濟の中から莫大の軍需物資を準備しなければならぬ。それは單なる徴用によるのではなく、貨幣の媒介によつて行ふ。かくて軍需物資の準備を繞つて國民經濟への莫大なる追加的貨幣流入は事實上必至である。假りに無償徴用であるとしても、民間經濟に貨幣的交通の範域が残つてゐるかぎり、民生資財の減少に際して自然的には貨幣量と物資量との關係に異變が生ずるのを避け難い。物價騰貴の趨勢實現は自由經濟の下に於てかゝる環境の必然的の結果である。そこに、強力統制と種々の道德的抑制とが、今日の事態に於て物價昂騰の抑止を目的にして大規模に動員せらるべき根據がある。

ただ、事實上今日の我が國民經濟内にて絶對的なる物價の抑制を期待することは、希望と現實とを混同した認識にならぬといへない。而して、一般物價の昂騰は直接にも間接にも常に結局に於ては生活費の騰貴を惹起して來ることを避け難い。かくて、一定額の賃銀収入は其の實質價值に於て低下しなければならぬ。そこで賃銀率に變化なしとすれば、生活費の昂騰したる割合だけ賃銀生活者の生活内容が低下しなければならぬ。

物價の騰貴と賃銀率との關係については、今日まで屢次の事實的經驗と並に理論的究明とが多くのことを教へてゐる。しかし、ともかく此の問題の理論的説明には種々の前提的規定を置く必要あることを忘れてはならぬ。即ち現實の問題としては、それが其の時々の具體的事情によつて制約せられ、それ／＼別異の様相を呈することになるのである。

物價の騰貴が單なる貨幣側の事情に因るか、單なる物資側の事情に因るか、兩者の事情が同時に競合して起る

に因るか、物價の騰貴が繼續するか、其の速度及び程度は如何、同時に特別なる勞働需要の増加因が存するか、勞働者側の對雇主態度及び勞働組合の發達状態は如何になつてゐるか、物價騰貴によつて資本側と勞働組合との勢力消長關係は如何になるか。これらの諸契機を考慮する分析的考察を基礎にした綜合的觀察に俟たずしては、現下の我が國情に於ける物價と賃銀率との關係に關する理論的把握は出來ないのである。しかし、とにかく右の諸契機に關する目下の現實的事情としては、我が現下の物價殊に生活資材價格の變動傾向と賃銀との關係につき通貨は膨張し併せて生活用資材の減少あること、物價に關する右の事情が可なり長期の繼續性のものたるべきこと、しかし騰貴の速度程度は決して嘗ての獨逸に見たる激性インフレーションの場合の如きものならざること、<sup>1)</sup>勞働需要は軍需關係の用途に於て可なりの増加あること、勞働組合的勢力は物價騰貴に伴れて増加せざるべきこと否寧ろそれは却つて劣弱化すべきこと等の諸點を顧る必要がある。それらの諸點を考慮しながら且つ勞働といふ要素が持つ經濟的特質、勞働賃銀の期間的契約性、消費財商人の地位の勞働者の地位に對しての比較的獨立性、消費財の性質に於ける需要緊迫性等の諸點を併せ考へれば、<sup>2)</sup>これを概括的にいつて、たとへ消費財價格への統制

(註)最近勞働賃銀の推移<sup>3)</sup>

	十二年七月	十三年七月	十三年十二月
賃銀指數	一〇七・六	一一三・五	一二〇・七
生計費指數	一〇〇・〇	一一二・二	一一三・四
實質賃銀指數	九二・六	八〇・九	八二・八

が作用するとしても、現下の狀態下に我國の實質的賃銀率がたとへ短期間の騰落はあつても趨勢的には、徐々に緩漫に併しながら繼續的に低下して行くべきことは、賃銀經濟が自然放任下にをかける限り、結局避け

難き勢と見ねばならぬ。<sup>註)</sup>

1) 獨逸の激性インフレーションに際しては、其の最頂點1923年11月には生活費の騰貴が1914年の7月に對し、實に、6570億倍に達し、且つ24時間内に紙幣馬克の價値は半額以下に急下降した。(Reichsregierung, Deutschlands Wirtschaft, Wahrung und Finanzen, 1924, S. 26 u. 40)

2) Werner, J., Lohntheorie und Geldentwertung, 1925, S. 42.

物價騰貴に因る實質貨銀低落の趨勢下に、政府はこれに關する對策として、貨銀統制につき如何なる方針を持つべきであらうか。實質貨銀の低下は勞働者生活實體の低下、窮迫化を意味する。それは勞働力の涵養の上からも、總親和體制の上からも、嚴に重大視せねばならぬ問題である。たとへ自然放任的にはかゝる傾向の實現が必ずであるにしても、それ故にこそ統制經濟化の任務が見出されてゐる今日、政府は貨銀率の動きを單なる社會物理的勢力の自然的規制に放置してゐてよい筈はない。

然らば、貨銀統制の目標をば今日の事態下にて常に實質貨銀の均等確保に置くべきであらうか。それについては、今日の物價騰貴現象の實質に關する客觀的認識が一つの前提にならねばならぬ。今日の生活費騰貴は單純なる通貨の膨脹のみによるものでなく、併せて同時に資財殊に民生資財の減少が起つてゐるに因ることを忘れてはならぬ。畢竟は、興亞の大業成就の爲の道程に於ける國民經濟的忍苦の一現象形態が現下の生活費騰貴である。租稅其の他の方法によつて、此の非常事態下の國民經濟的犠牲分擔の公正化に努力しなればならぬが、勞働者階層も亦其の分擔を避けることは出来なからう。かくて、權力統制がたとへ自然的貨銀趨勢に影響を與へ、これを自由に調制し得るにしても、時局下にて常に實質貨銀の均等維持を貨銀統制の目標とすることは妥當といへない。勞働者階層について何等かの程度に貨銀率の實質的低下を忍ぶべきことは、我國今日の狀態下では、第一に農業關係者及び官公吏の生活狀態等を顧みただけでも、公正原理の上からいつて當然に避け難いことではないか。しかし、それはただ貨銀率だけについていふに止まる。平素でも餘裕を持たぬ勞働者生活の一層の窮迫化は如何なる意味に於ても、國家の不幸である。故に、今日の如き事態下に於ては、右の如き矛盾の解決策として二

つのが提案されなければならぬ。其の一は、賃銀率のことは姑く別にし、同時に何等か公私の負擔額を増加することによりて勞働者に對し一層その厚生的内容を充實せしむべき機能を有する、各般の公私福利施設の充實強化といふことである。其の二は、從業勞働者の實質的生活負擔内容、即ち彼等の係累關係に相應じて給與を加減することを得しめる所謂家族手當 (Family Allowance, Der Familienlohn) の實施普及への努力である。家族手當の理論的根據としては人口増加、生活負擔の社會的公正化等々種々なるものがあるが、<sup>4)</sup>歐洲に於てそれが普及し發達したる實際的根據は、主として特に大戰後の物價騰貴に際しての緊急對策的意義といふことであつた。<sup>5)</sup>

(三)物價暴騰抑制の原理による目標　賃銀率の最高限乃至は最低限の實質に關して學説は種々の理論を示してゐるが、孰れにしても其の時々<sup>4)</sup>に於ける箇々の賃銀率の具體的高さは勞働に關する需要供給關係の支配を受けざるを得ない。今我國國民經濟中へは、興亞大業の基礎工作を遂行する爲の必要から收益計算を超越したる極めて莫大な規模の財政購買力が滔々として流入して來てゐる。從つて勞働殊に特別な熟練工作勞働者への需要は最高度に緊張して來てゐる。一般の軍需工業勞働者についても、多かれ少かれそれに對する需要の緊迫性が免れ得ない。財政購買力の流入が増加すればする程今後益々其の勢は強くならざるを得まい。殊に特別勞働者の賃銀については、かくて既に異常なる騰勢が現はれてゐるとさへ傳へられてゐる。國家の絶對的需要が超計算的性質を持つてゐるから、今日たとへ賃銀は如何に昂騰しても雇主側は其の賃銀騰貴分を常に容易に其の生産物價格の上に轉嫁し得る事情にあるといへなからうか。これは普通の景氣事情と非常に異なる。かくて、止む時なき賃銀率の昂騰が事實となれば、それより來る物價への影響は直接及び間接の兩方面からこれを見れば、獨り政府の財政計劃

4) Fichtel, J., Der Familienlohn, 1934, S. 64 ff.

5) Cf. Vibart, H. R., Family Allowances in Practice, 1926, chapt. II.

に及ぶだけでない。一般の生活内容にも亦輸出産業にもその悪影響が及ばねばならぬ。

賃銀の騰勢はただ労働者への直接の影響からのみ見れば、偏に喜ぶべきことの如くであるが、同時に人はその賃銀の騰貴する場合に於ける國民經濟全體の實質を顧なければならぬ。勿論、賃銀の騰貴のみが現下の物價騰勢に對する唯一の原因を形成するのではない。又我が現下の經濟狀勢に於て特別の利得を獲得してゐる者の範疇は各方面に少からずといへる。而して、それらへの適當な對策の必要なることはここに關聯する限りだけからいつでも、看過することは出來ないのである。しかし今、當面直接には異常騰貴の特別賃銀だけを問題にするのである。かくて、政府の賃銀統制はそれに對して、一定の標準的制限を施行することに目標の一を置くべきである。それは實に長期建設戰下に我が國民經濟の健全性を維持するといふ目的から、避くべからざる道なのである。大戰當時の獨逸賃銀趨勢は此の問題について一の有益な示唆を與へてゐる。<sup>1)</sup>

「一九一七年七月戰時局長グレン中將は首相に對して、……賃銀増加の繼續は工業界に危機を招く虞あることを報告した。該報告中には次の一節がある。『労働者は自己の力は無限に増大したと感じてゐる。企業家は大部分生産品の價格を任意に釣上げることに依つてのみ賃銀騰貴に對向することを得てゐる。然るに最後の購買者たる國家は現在の狀態では要求された如何なる價格をも承諾するより外に方法が無い。工業界に於ける有識者は夙に現在の狀態は外見上こそ莫大な利益を得つゝあるが、永續するに従ひ忌むべき結果を呈することを信じてゐる。同様に労働界に於ける有識者も亦此の賃銀の暴騰は全然不健全で、遂には労働界の眞の利益を著しく害するに至るべきことを認めてゐる。』(かゝる賃銀騰勢は)軍需工業より軍隊に徵集された者の心理に益々不良の印象を與へた」(森武夫 戰時統制經濟論昭和十二年一八八頁)時局下の生産力擴充の爲に、勞資執れに就てもせよ私的利益の契機のみで國民を鼓舞することは嚴に慎まねばならぬ。

(四)労働能率増進の原理による目標 賃銀統制の根本目的は今日までに經驗された歴史的事例に就て見ても種々様々である。決して一様ではない。労働者生活の安定保證、労働者の階級的團結力強化等の他に又近時の

1) 歐洲大戰中に於ける獨逸の賃銀騰貴率は産業部門によつて大差がある。最低は織物及び皮革、ゴム業に就てで、1918年のそれを1914年に比較すれば7-8割の騰貴に當り、鐵、金屬工業ではそれが約23割騰貴である。同じ期間に生活費全體は綜觀して約14乃至15割騰貴してゐる。(Vgl. Sperlich, O., Arbeitslohn und Unternehmervergewin in der Kriegswirtschaft. SS. 9-31.)

米國に見る例の如く<sup>1)</sup>購買力の補強を樞軸的原理とせる景氣振興の追求等は就中著しきものである。而して、目下の我國にて必要とせらるべき賃銀統制は、實に主として前述の如き諸目標に根據を見出すべきものと思ふ。そこで、私は國家的賃銀統制が動もすれば陥り易き一傾向に鑑み、現下に於ける生産強化の緊急的要務性と照合はせて、ここに以上の三目標への附隨的目標たるべき別の一目標を指摘せねばならぬ。それは能率増進の原理に制約される目標である。國家的賃銀統制は動もすれば統制技術上の安易追求に誘惑されて、大なる程度に賃銀劃一化の傾向を迫ひ易いと見る。

しかし、現在の我國は只管に生産強化を追求して行かねばならぬ。それには只に勞働の生産力ばかりでなく、他方又勞働の強化をも適當に重視しなければならぬ破目にある。畢竟勞働者の能率増進といふことが求められねばならぬ場合である。決してスタハノフ運動の亞流に陥れといふのではないが、しかし賃銀統制が單なる劃一主義に陥ることは此の際に於て充分警戒する必要がある。即ち箇々の勞働者の生産的貢獻の程度は精細に其の賃銀額の上に反映されなければならぬのである。好ましきことではないが、現實の勞働者心理事情と國家の絶對的必<sup>2)</sup>要とがそれを不可避の要請たらしめるのである。此の點に於て、家族手当制度の實施にも充分に慎重なる用意を伴はしめねばならぬ。一般に賃銀と勞働貢獻との關係を攪亂して、勞働意欲を沮喪せしめてはならぬ。

餘言。賃銀への強權的統制は國民經濟及び社會關係に於ける賃銀の意義から見て、經濟統制體系中でも最も根本的な契機をなすのでありそこまで行くことは經濟統制の劃期的進展化であるといへる。影響の及ぶところは甚だ深く且つ廣く、極めて重大である。加之ひと口に賃銀といつても、これが基礎を成す勞働は其の技術及び熟練につき、其の場所をなす經營につき、産業部門につき、地方的事情につき、其の他現實は際限なく複雑多様である。實に賃銀統制の事は至難中の難事といふべきである。それにしても、賃銀統制執行機關が現實賃銀を繞る諸關係への萬遍なき具體的理解と併せて賃銀問題への透徹せる理論的把握とを持つことは常に妥當なる賃銀統制の爲の絶對的要件である。

1) Millis, H.A., Labor's Progress and some Basic Labor Problems, 1938, p. 278.  
2) 國民一般殊に事業者及び賃銀生活者が正しく時局の意義を認識し、私心を抑制して國家の生命を己身に生かし、赤誠を以て國家に奉ずるの態度を持つことが、此の際他の一方の絶對要件なる事、いふを俟たぬ。